

滋賀県の家庭的養護推進にかかる方策

平成27年4月

子ども・青少年局

目 次

1	方策の策定にあたって	1
	(1) 策定の背景	
	(2) 社会的養護の基本的方向性	
	(3) 方策の位置づけ	
	(4) 推進期間	
	(5) 家庭的養護の種別	
2	社会的養護の現状	3
	(1) 滋賀県の社会的養護の現状	
	(2) 家庭的養護の推進状況	
	(3) 各養育形態の長所および課題	
3	家庭的養護の推進に向けて	9
	(1) 今後の社会的養護の需要量と供給量	
4	実現のための県の取組	12
	(1) 施設の小規模化	
	(2) 施設の地域分散化	
	(3) 本体施設の高機能化	
	(4) 家庭養護の推進	
	(5) 社会全体で支える	
5	計画の点検および評価の方法	14

1 方策の策定にあたって

(1) 策定の背景

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で子どもを育む」という理念のもと、子どもが心身ともに健やかに育つ基本的な権利を保障するものです。

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであり、社会的養護が必要な子どもたちの養育環境については、大規模な集団での養育ではなく、できるだけ家庭的な環境での養育を進めていくことが重要です。

平成 23 年 7 月に国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護は子どもの最善の利益のためにできる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があることから、家庭的養護を推進するとともに、児童養護施設等の本体施設は、専門性の高いケアや心理的ケアを要する子どもへの対応、退所後のアフターケア、里親支援など高機能化するという方向性が示されました。

これらの議論を踏まえて、平成 24 年 11 月 30 日付雇児発 1130 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知において、各施設は「家庭的養護推進計画」を策定すること、および各都道府県は各施設の計画との調整を図ったうえで「都道府県推進計画」を策定し、家庭的養護を計画的に推進することとされました。

(2) 社会的養護の基本的方向性

「社会的養護の課題と将来像」では、次のような社会的養護の方向性が示されています。

- 本体施設：グループホーム：里親・ファミリーホームの割合をおおむね 3 分の 1 ずつ
- 原則として家庭養護（里親・ファミリーホーム）を優先して推進
- 施設養護はグループホームや小規模グループケアを推進

児童養護施設

全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
本体施設の定員を 45 人以下に
本体施設を高機能化

- ・被虐待児や障害児等への専門的ケア
- ・家族支援
- ・自立支援および退所後の継続支援

施設による里親やファミリーホーム支援

乳児院

小規模化の推進
専門的養育機能の充実

- ・退所後のアフターケアおよび保護者支援、親子再統合の支援
- ・地域の子育て支援機能の充実
- ・里親支援機能の充実

(3) 方策の位置づけ

この方策は、同通知に基づき策定する「都道府県推進計画」であり、社会的養護を必要とする子どもに、心身ともに安全・安心に育つことのできる環境を保障することを目的として策定するものです。

方策では、児童養護施設等での養育単位を小規模化し、家庭的な環境のもとで養育する「家庭的養護」を推進する方策を定めます。また、グループホームでの養育を支援して施設の地域分散化を推進するとともに、本体施設はより専門性の高い養育が実施できるよう、その機能を高めることを目指します。そして、里親やファミリーホームといった、より家庭に近い環境での養育である「家庭養護」を進める方策を定めて推進します。

(4) 推進期間

平成27年度から平成41年度の15年間とします。

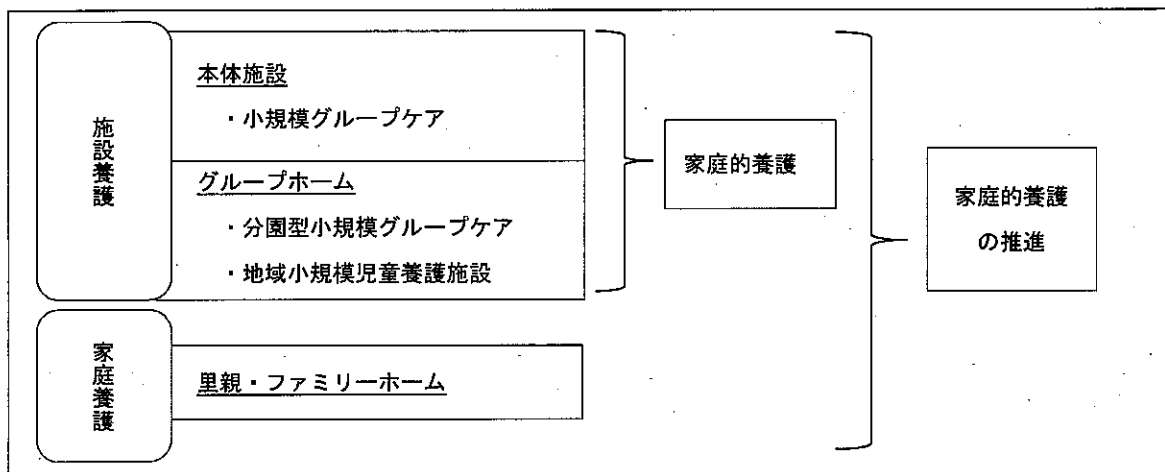
(5) 家庭的養護の種別

種別		子どもを養育する人	子どもの生活の場所	同時に生活する子どもの人数
施設養護	本体施設	施設職員 ・最低1人は専任の養育者が必要	本体施設内	6人～8人 乳児院は4人～6人
	グループホーム		分園型 小規模グループケア	本体施設とは別に法人が所有する住宅 (賃貸も可)
		地域小規模 児童養護施設	施設職員 ・最低2人は専任の養育者が必要	
家庭養護	里親	都道府県に里親登録をしている人	一般家庭 (里親の自宅)	1～4人 (案子を含め6人)
	ファミリーホーム	国が定める要件を満たす人 ・養育里親で2年以上同時に2人以上の受託経験者 ・施設で3年以上の養育経験者等 最低1人は専任の養育者が必要	一般家庭 (養育者の自宅)	5～6人

※「家庭的養護」・・・「施設養護」のうちグループホームや本体施設の小規模グループケア等、小規模で家庭的な養育環境をいう。

※「グループホーム」・・・分園型小規模グループケアおよび地域小規模児童養護施設のことをいう。

※「家庭養護」・・・「施設養護」に対応する用語として里親およびファミリーホームに用いる。



2 社会的養護の現状

滋賀県内には、4か所の児童養護施設、1か所の乳児院があり、様々な事情で家庭で暮らすことのできない子どもたち約210名が生活をしています。また、里親およびファミリーホームに委託されている子どもは約100名います。

滋賀県は、早くから里親委託を進めてきたこともあり、里親等委託率が全国平均（平成24年度14.8%）に比べて高いという特徴があります。

(1) 滋賀県の社会的養護の現状

ア 施設等への措置・委託状況

滋賀県が乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームに措置した子どもの数は、平成21年度以降300人台で推移しています。

【表1】

○施設等への措置・委託状況(県外への措置含む・各年度末時点) (人)

種別／年度		H21	H22	H23	H24	H25
施設養護	乳児院	36 (1)	34 (3)	36 (1)	34 (2)	33 (2)
	児童養護	183 (11)	178 (12)	182 (15)	180 (16)	176 (14)
	小計	219	212	218	214	209
家庭養護	里親	75 (2)	71 (2)	58 (2)	65 (2)	52 (1)
	ファミリーホーム	11	22	35	41	45
	小計	86	93	93	106	97
合計		305	305	311	320	306

<福祉行政報告例>

※()内は措置・委託児童数のうち県外への措置・委託児童数で、内数

イ 児童養護施設、乳児院の入所児童数の充足率の推移

乳児院および児童養護施設の入所状況は、乳児院は9割程度の高い値が続いており、定員が埋まっている状態のときもあります。児童養護施設も8割を超える値で推移をしています。

【表2】

○県内施設の定員および現員の推移(各年度末時点) (人)

種別		H21	H22	H23	H24	H25
乳児院	定員	35	35	35	35	35
	現員	35	31	35	32	31
	充足率(%)	100	88.6	100	91.4	88.6
児童養護	定員	208	198	198	193	199
	現員	172	166	167	164	162
	充足率(%)	82.7	83.8	84.3	85	81.4

<福祉行政報告例>

ウ 里親の状況

滋賀県では平成25年度末時点で、213家庭が里親として登録されています。そのうち、子どもの委託を受けている家庭数は44家庭で、登録家庭のうち約2割が実際に子どもを受入れ、養育を行っています。また、里親1家庭あたり、平均で1名から2名の子どもを受け入れています。

里親に委託されている児童は、減少傾向にあります。これは、里親の方がファミリーホームを開始されたことに伴い、里親委託からファミリーホームへと措置変更された子どもがいるためです。

【表3】

○登録里親数の推移(各年度末時点) (家庭)

種別/年度	H21	H22	H23	H24	H25
養育里親(親族限定含む)	140	116	146	164	149
専門里親	11	13	13	13	14
養子縁組里親	16	23	31	41	47
親族里親	7	7	3	4	3
合計	174	159	193	222	213

<子ども・青少年局調べ>

【表4】

○県内の委託里親数および里親委託児童数の推移(各年度末時点)

種別／年度		H21	H22	H23	H24	H25
養育里親	委託里親(家庭)	29	32	32	38	34
	委託児童(人)	52	49	44	49	40
養育里親 (親族限定)	委託里親	0	0	3	4	4
	委託児童	0	0	5	6	6
専門里親	委託里親	1	1	0	0	0
	委託児童	2	1	0	0	0
養子縁組里親	委託里親	6	7	6	5	3
	委託児童	7	8	6	5	3
親族里親	委託里親	7	7	3	4	3
	委託児童	14	13	3	5	3
合計	委託里親	43	47	44	51	44
	委託児童	75	71	58	65	52

<子ども・青少年局調べ>

エ ファミリーホームの状況

ファミリーホームは、養育者の家庭において子どもを受け入れて養育を行う形態で、ホームの定員は5名から6名となっています。ファミリーホームの箇所数は増加しており、それに伴って委託児童数も増加しています。現時点で運営されているファミリーホームはすべて里親の方が事業者となっています。

【表5】

○ファミリーホーム数および委託児童数の推移(各年度末時点)

種別／年度		H21	H22	H23	H24	H25
ファミリーホーム	箇所数(か所)	2	4	6	8	10
	定員(人)	12	24	36	47	53
	委託児童数(人)	11	22	35	41	45

<子ども・青少年局調べ>

(2) 家庭的養護の推進状況

ア 社会的養護に占める家庭的養護の割合

措置されている児童のうち、里親およびファミリーホームの割合が約3割となっており、全国平均と比べて高いという特徴がありますが、本体施設で暮らす子どもの割合も5割を超えています。

近年、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の実施箇所数が増加してきており、徐々に家庭的養護が進んできている状況にあります。

今後もさらに計画的に家庭的養護を推進していく必要があります。

【表6】

○県内の家庭的養護の状況(H26.4.1時点)

(人)

区分		措置児童数
施設養護	本体施設	162
	うち乳児院の本体型小規模グループケア	17
	うち児童養護施設の本体型小規模グループケア	54
	グループホーム	35
	分園型小規模グループケア	12
	地域小規模児童養護施設	23
家庭養護	里親およびファミリーホーム	97
合計		294

<子ども・青少年局調べ>

イ 施設小規模の実施状況

小規模グループケアは、少人数のユニット単位で児童のケアを行う形態で、1ユニット6人～8人（乳児院は4人～6人）となっています。ユニットごとに、子どもの居室の他、リビングや台所、浴室、便所等を備えており、より家庭に近い雰囲気の中でケアを実施する形態となっています。

小規模グループケアには、本体施設内で行うもの（本体型小規模グループケア）と本体施設外においてグループホームとして行うもの（分園型小規模グループケア）があります。

地域小規模児童養護施設は、本体施設とは別に定員6名という小規模で設置されるケアの形態で、分園型小規模グループケアと同じく、施設の敷地外で設置されるグループホームの形態です。

平成26年4月1日時点の施設の小規模化の状況は、本体型小規模グループケアが、乳児院では3か所（1施設）、児童養護施設では9か所（4施設）で実施されており、分園型小規模グループケアは、児童養護施設で2か所（1施設）実施されています。

地域小規模児童養護施設は、4か所（3施設）で設置されています。

【表7】

○施設の小規模化の実施状況の推移

(か所)

区分/年度		H23	H24	H25	H26
本体施設	本体型小規模グループケア	10	12	11	12
グループホーム	分園型小規模グループケア	0	0	0	2
	地域小規模児童養護施設	3	3	4	4

<子ども・青少年局調べ>

ウ 里親等委託率の推移

【表8】

○里親等委託率の推移

(%)

区分/年度	H21	H22	H23	H24	H25
里親委託率	28.2	30.5	29.9	33.1	31.7

<子ども・青少年局調べ>

$$\text{※里親等委託率(\%)} = \frac{\text{里親+ファミリーホーム 委託児童数}}{\text{児童養護施設+乳児院+里親+ファミリーホーム 入所・委託児童数}} \times 100$$

(3) 各養育形態の長所および課題

各養育形態には、それぞれの長所や課題があると考えられます。家庭的養護を推進していく上では、それぞれの長所を生かし、課題となる部分は支援し合えるような連携の仕組みづくりを進めていく必要があります。

養育形態	長所	課題
本体施設	<ul style="list-style-type: none"> ・より専門的な養育が可能 ・職員同士が連携をとりやすく様々な課題を持つ子どもにも対応しやすい ・人材の育成がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団での養育になりやすい ・管理的になりやすい
グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭に近い生活体験を持ちやすい ・子どもに目が届きやすく、個別に合わせた対応をとりやすい ・子どもが地域生活での社会性を育むとともに、地域にとっても社会的養護への理解が深まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の目が入りにくくなる可能性がある ・職員に家事等も含め多様な役割が求められ、負担が大きくなりやすい ・子どもが不安定になった場合に、少人数での対応が難しい場合がある
里親ファミリーホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の大人との愛着関係の下での養育ができる ・家庭生活モデルを獲得することができる ・地域生活の中で社会性を獲得しやすい ・措置解除後の実家的な役割が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の目が入りにくくなる可能性がある ・養育者が養育の悩みを抱えて孤立化しやすい

3 家庭的養護の推進に向けて

(1) 今後の社会的養護の需要量と供給量

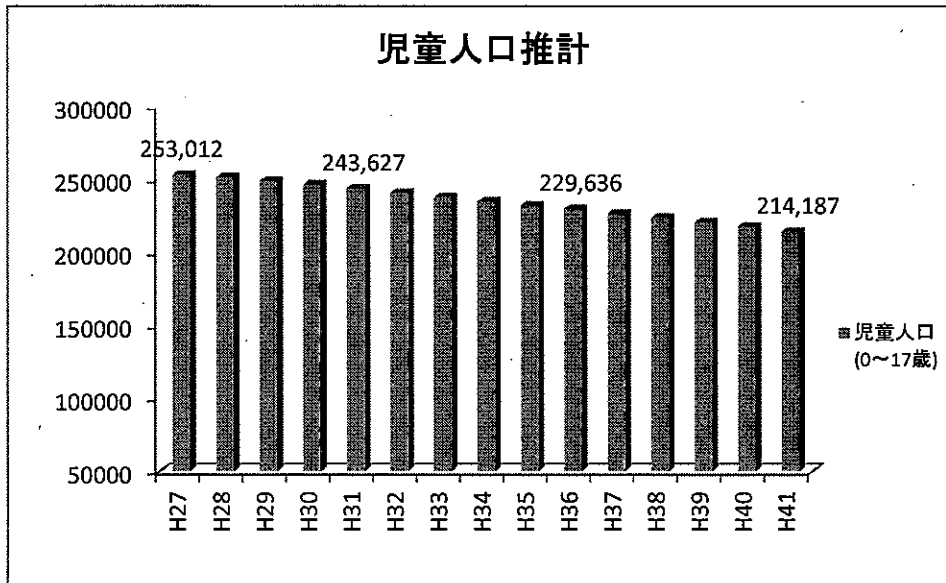
家庭的養護を計画的に推進していく上で、今後の社会的養護の需要量と供給量の見込みを把握し、その需要量を十分に満たすように供給量の目標を設定する必要があります。

今後必要となる社会的養護の需要量を、下記のとおり算出しました。

ア 児童人口の予測

平成 27 年度 253,012 人が平成 41 年度にかけて、214,187 人まで減少の見込となっています。

【図 1】



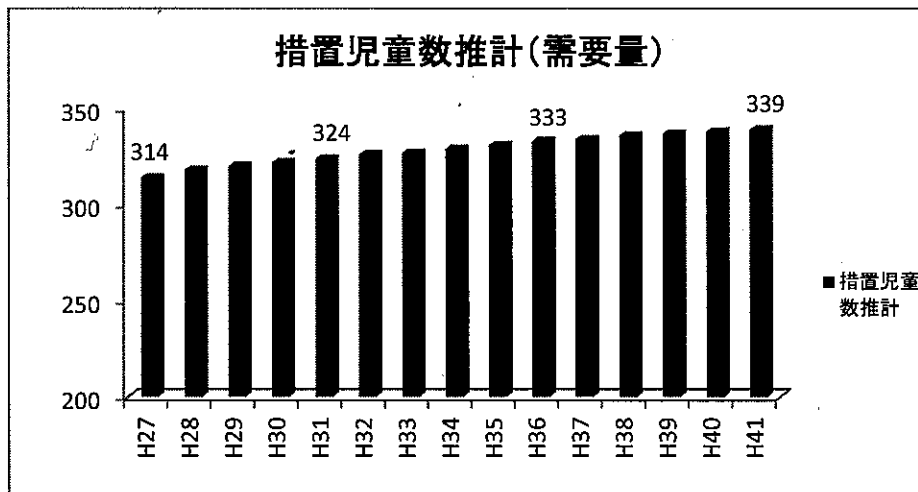
※児童人口：0歳から17歳までの子どもの人口

※「滋賀県人口動態調査」および「滋賀県人口推計季報」をもとに推計

イ 社会的養護が必要な児童数（需要量）

平成 27 年度の 314 人から平成 41 年度にかけて 339 人まで増加する見込みです。

【図 2】



※算出した各年度の児童人口に、社会的養護が必要な児童数の割合をかけて算出

※社会的養護が必要な児童数の割合

=平成 25 年度の児童人口に占める措置児童数の割合×過去五年間の措置児童数の割合の伸び率の平均

ウ 社会的養護の需要量の割合

平成 26 年度末時点の措置児童のうち、本体施設 56%、グループホームが 11%、里親・ファミリーホームが 33%となっています。

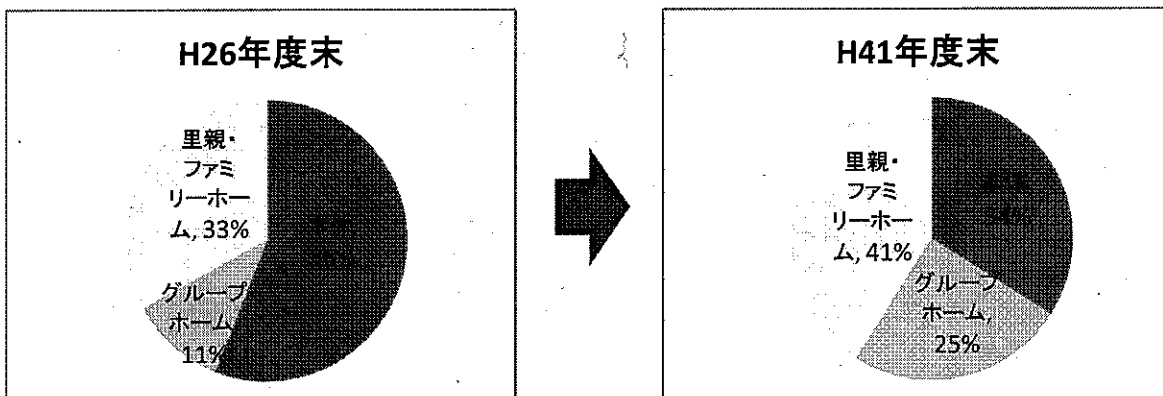
平成 41 年度末には、措置児童の内訳が、本体施設 34%、グループホーム 25%、里親・ファミリーホーム 41%の割合を目指します。

【表9】

○需要量の内訳

区分		H26 年度末	H31 年度末	H36 年度末	H41 年度末
本体施設	措置人数	172 人	145 人	119 人	117 人
	割合	56%	45%	36%	34%
グループホーム	措置人数	35 人	54 人	78 人	84 人
	割合	11%	17%	23%	25%
里親・ファミリーホーム	措置人数	100 人	125 人	136 人	138 人
	割合	33%	38%	41%	41%
需要量合計		307 人	324 人	333 人	339 人

<参考>区分ごとの割合



エ 社会的養護の供給量

各施設の家庭的養護推進計画の内容を踏まえ、今後の社会的養護の供給量を設定しました。ウで設定した需要量の割合を満たせるように供給量の確保を目指します。

【表10】

○社会的養護の供給量の見込み(各期年度末時点)

(人)

区分	H27.4.1	前期 (~31年度)	中期 (~36年度)	後期 (~41年度)
本体施設	188	170	139	136
うち小規模グループケア	76	96	122	119
グループホーム	36	54	78	84
里親・ファミリーホーム	125	157	181	186
合計	349	381	398	406

<参考>

○小規模化推進箇所数

(か所)

区分	H27.4.1	前期末	中期末	後期末	
本体施設	小規模グループケア	12	14	18	18
グループホーム	分園型小規模グループケア	2	3	4	4
	地域小規模養護施設	4	6	9	10

4 実現のための県の取組

目指すべき姿を実現するために、①「施設の小規模化」、②「施設の地域分散化」、③「本体施設の高機能化」、④「家庭養護の推進」、⑤「社会全体で支える」の5つの柱で施策を推進していきます。

施策の推進にあたっては、子どもの権利擁護の視点を徹底します。また、施設や里親・ファミリーホームがそれぞれの養育経験を生かして地域で社会的養護の拠点として存在する形を目指して支援していくとともに、社会的養護への理解を進めることで、社会が一体となって子どもたちを育む気運の醸成を図ります。

(1) 施設の小規模化

○本体施設のオールユニットケア化と老朽化した施設の改修の支援

- ・ 本体施設をすべて小規模グループケア化（乳児院は施設の状況に合わせて推進）
- ・ 施設の老朽化への対応
- ・ 施設改修に対する国の補助制度等の活用を検討

(2) 施設の地域分散化

○グループホーム（分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設）の設置の支援

- ・ グループホームの新規開設の支援
- ・ 開設を検討している施設に対する情報提供
- ・ 地域分散化への地域の理解の促進

(3) 本体施設の高機能化

○職員体制の充実

- ・ 措置費の職員配置基準の改善や拡充の国への要望
- ・ 障害を持つ就学前児童の受入れ体制の充実

○研修体制の整備

- ・ 児童虐待相談等関係職員研修や基幹的職員研修の実施
- ・ ケアの実践報告や事例検討の場の確保

○特別な支援が必要な子どもへの支援

- ・ 心理担当職員など専門的な職員の配置支援
- ・ 施設指導担当心理判定員の配置

○自立に向けての支援

- ・ 学習支援の充実
- ・ 就労支援に関する事業の検討

○働きやすい職場づくりへの支援

- ・ ワークライフバランスの推進
- ・ 育休取得の促進等長く働ける職場づくり

○子どもの権利擁護の機運の醸成

- ・ 子どもの権利擁護部会実地調査の実施
- ・ 子どもの権利ノート（施設・里親）の活用

(4) 家庭養護の推進

○里親・ファミリーホーム制度の周知および新規開拓・研修

- ・里親推進月間や里親フォーラム等の機会を利用した制度の周知と理解の促進
- ・里親研修等での新規登録者の開拓

○里親登録後および委託後のフォローの充実

- ・未委託里親の活用
- ・里親同士の交流の場の確保
- ・施設における里親支援専門相談員の配置促進
- ・里親支援機関による里親支援の強化

○ファミリーホームへの支援の充実

- ・ファミリーホームの新規設置支援および委託後のフォロー
- ・法人型ファミリーホームの検討
- ・監査の実施

(5) 社会全体で支える

○親子関係の再構築の促進

- ・子ども家庭相談体制の充実
- ・家族再統合プログラムの調査研究

○退所後の居場所づくり

- ・児童自立生活援助事業の実施
- ・退所児童等アフターケア事業の実施
- ・自立援助ホームへの心理職の配置

○関係機関同士の連携支援

- ・児童家庭支援センターの設置
- ・社会的養護の担い手と、県や子ども家庭相談センター、市町、県要保護児童対策連絡協議会（以下、要対協）等の連携促進
- ・子ども家庭相談センターの体制強化

○地域支援の取り組み

- ・市町の子育て短期支援事業の実施促進
- ・被虐待児の、保育所、認定子ども園への入所の促進

○社会的養護への理解の促進

- ・社会的養護に対する県民理解の促進
- ・要対協、民生委員児童委員、大学、企業、NPO法人、ボランティア等多様な主体の参画の促進

5 計画の点検および評価の方法

PDCAサイクル（計画－実行－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、目標・実績数値の検証を行うとともに、5年ごとの各期末には各施策の評価・点検を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。